

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁防災情報室長

火災報告取扱要領の一部改正について（通知）

標記について、平成 6 年 4 月 2 1 日付消防災第 1 0 0 号「火災報告取扱要領の全部改正について」に基づき報告を求めているところですが、消防法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 3 8 号）が、平成 2 6 年 4 月 1 日に施行されることから、下記のとおり火災報告取扱要領の一部を改正しましたので、お知らせいたします。

なお、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、都道府県内の指定都市以外の市町村を所管する消防本部（東京消防庁を除く。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 改正内容

(1) 総則について

第 1 総則 1 趣旨の文章中、「消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 2 2 条」を「消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 条」に改める。

(2) 第 2 火災報告 3 0 1 表について

ア (73)「共同防火管理」を「統括防火管理」に改める。

イ 「消防法第 8 条の 2 該当対象物で、共同防火管理に関する協議事項が定められ、法令に従って共同防火管理が行われているものにあつては「1」、協議事項は定められているが、共同防火管理に関し一部不備がある場合は「2」、全く共同防火管理が行われていない場合は「3」、消防法第 8 条の 2 の規定が適用されない防火対象物にあつては空欄とする。」を「消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する統括防火管理者が選任され、消防長又は消防署長への届出がなされており、防火対象物の全体についての消防計画（以下「全体の消防計画」という。）が、消防長又は消防署長に届出がなされており、かつ、法令規定のとおり適正な内容で作成されている場合は「1」、全体の消防計画の届出がなされており、かつ、不適当な部分がある場合には「2」、統括防火管理者が選任され、消防長又は消防署長への届出がなされているが、全体の消防計画の届出がなされていない場合には「3」、統括防火管理者

は選任されているが、届出がなされていない、かつ、全体の消防計画の届出がなされていない場合には「4」、統括防火管理者が選任されていない場合は「5」、消防法第8条の2第1項の規定が適用されない防火対象物にあつては空欄とする。」に改める。

ウ

共同防火管理区分	区分番号
協議事項制定、共同防火管理実施	1
協議事項制定、共同防火管理一部不備	2
全く行われていない	3

を

統括防火管理区分	区分番号
統括防火管理者（選任、届出済）全体の消防計画（届出済、内容適正）	1
統括防火管理者（選任、届出済）全体の消防計画（届出済、内容不適正）	2
統括防火管理者（選任、届出済）全体の消防計画（未届出）	3
統括防火管理者（選任、未届出）全体の消防計画（未届出）	4
統括防火管理者（未選任）	5

に改める。

(3) 別表第6 火災報告突号表について

ア 突号番号122

(73)「共同防火管理」を「統括防火管理」とし、「1～3又は空欄」を「1～5又は空欄」に改める。

イ 突号番号228

(26)「共同防火管理」を「統括防火管理」とし、「1～3又は空欄」を「1～5又は空欄」に改める。

(4) 第1号様式(その1) 火災報告について

表番号01 行番号012 列番号(73)「共同防火管理」を「統括防火管理」に改める。

(5) 第1号様式(その3) 死者の調査表について

表番号07 行番号011 列番号(26)「共同防火管理」を「統括防火管理」に改める。

2 実施時期

平成26年4月1日から実施

3 火災報告等オンライン処理システムについて

本システムにおける表記変更の適応は平成26年3月31日迄に完了します。

4 添付資料
新旧対照表

消防庁防災情報室 吉村係長 濱事務官

〒100-8927

東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL : 03-5253-7526

FAX : 03-5253-7536

新旧対照表

改正後	現行
<p>第1 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち火災に関する統計及び情報の形式及び方法を定めるものとする。なお、火災即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。</p>	<p>第1 総則</p> <p>1 趣旨</p> <p>この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち火災に関する統計及び情報の形式及び方法を定めるものとする。なお、火災即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。</p>
<p>第2 火災報告</p> <p>3 01表</p> <p>(73) <u>統括防火管理</u></p> <p><u>消防法第8条の2第1項に規定する統括防火管理者が選任され、消防長又は消防署長への届出がなされており、防火対象物の全体についての消防計画（以下「全体の消防計画」という。）が、消防長又は消防署長に届出がなされており、かつ、法令規定のとおり適正な内容で作成されている場合は「1」、全体の消防計画の届出がなされており、かつ、不適当な部分がある場合には「2」、統括防火管理者が選任され、消防長又は消防署長への届出がなされているが、全体の消防計画の届出がなされていない場合には「3」、統括防火管理者は選任されているが、届出がなされていない、かつ、全体の消防計画の届出がなされていない場合には「4」、統括防火管理者が選任されていない場合は「5」、消防法第8条の2第1項の規定が適用されない防火対象</u></p>	<p>第2 火災報告</p> <p>3 01表</p> <p>(73) <u>共同防火管理</u></p> <p><u>消防法第8条の2該当対象物で、共同防火管理に関する協議事項が定められ、法令に従って共同防火管理が行われているもの</u>にあつては「1」、協議事項は定められているが、共同防火管理に関し一部不備がある場合は「2」、全く共同防火管理が行われていない場合は「3」、消防法第8条の2</p> <p>_____の規定が適用されない防火対象</p>

物にあつては空欄とする。

統括防火管理区分	区分番号
統括防火管理者（選任、届出済）全体の消防計画（届出済、内容適正）	1
統括防火管理者（選任、届出済）全体の消防計画（届出済、内容不適正）	2
統括防火管理者（選任、届出済）全体の消防計画（未届出）	3
統括防火管理者（選任、未届出）全体の消防計画（未届出）	4
統括防火管理者（未選任）	5

物にあつては空欄とする。

共同防火管理区分	区分番号
協議事項制定、共同防火管理実施	1
協議事項制定、共同防火管理一部不備	2
全く行われていない	3

別表第6 火災報告突号表

突号番号	表	突号箇所	突号関係	突号箇所	備考
122	第1表	(73) 統括防火管理	=	1~5 又は空欄	
228	第7表	(26) 統括防火管理	=	1~5 又は空欄	

別表第6 火災報告突号表

突号番号	表	突号箇所	突号関係	突号箇所	備考
122	第1表	(73) 共同防火管理	=	1~3 又は空欄	
228	第7表	(26) 共同防火管理	=	1~3 又は空欄	

第1号様式（その1） 火災報告

(72) (73) (74)

(略)	消	統	防
	火	括	火
	訓	防	対
	練	火	象
	管	物	点
	理	検	報
	告	告	告
35	36	37	

第1号様式（その1） 火災報告

(72) (73) (74)

(略)	消	共	防
	火	同	火
	訓	防	対
	練	火	象
	管	物	点
	理	検	報
	告	告	告
35	36	37	

第1号様式（その3） 死者の調査表

(25) (26) (27)

消 火 訓 練 58	統 括 防 火 管 理 59	防 火 対 象 物 点 検 査 報 告 60

(略)

(略)

第1号様式（その3） 死者の調査表

(25) (26) (27)

消 火 訓 練 58	共 同 防 火 管 理 59	防 火 対 象 物 点 検 査 報 告 60

(略)

(略)